

農地耕作条件改善事業交付金交付要綱

制定 平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2324 号
最終改正 令和 5 年 3 月 31 日付け 4 農振第 3546 号
農林水産事務次官依命通知

(通則)

第 1 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、農地耕作条件改善事業交付金（以下「交付金」という。）の交付については、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、別表 1 に掲げる交付対象事業者（以下「交付対象事業者」という。）に交付金を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 交付金は、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備について、農業者の自力施工も活用し、迅速に推進するなど、耕作条件の改善を機動的に実施し、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」という。）第 19 条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の実現に向け、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速についての支援を行う。また、畑作物を含めた高収益作物への転換を強力に推進し、スマート農業を推進するため、計画策定から営農定着に必要な取組を支援する。さらに、病害虫のまん延のおそれのある地域において、その予防やまん延防止に資する基盤整備を支援する。こうした対策等によって競争力の強化を図ることを目的とする。

(交付の対象及び交付率)

第 3 交付対象事業は、以下に掲げるとおりとし、交付対象事業に係る経費及びその交付率は、別表 2 の経費の欄及び交付率の欄に掲げるところによるものとする。

- (1) 地域内農地集積型
- (2) 高収益作物転換型

- (3) スマート農業導入推進型
- (4) 病虫害対策型
- (5) 水田貯留機能向上型
- (6) 土地利用調整型

(単年度交付限度額)

第4 年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲において定めるものとする。

$$\text{単年度交付限度額} = A + B \times \alpha$$

A：実施要綱第15に定める農地耕作条件改善計画（以下「計画」という。）に位置付けられた別表2の経費の欄の1に掲げる事業に係る単年度交付限度額

B：計画に位置付けられた別表2の経費の欄の2に掲げる事業に係る単年度交付限度額算定のための事業費

α ：別表2の経費の欄の2に掲げる交付率の欄に定める交付率

- 2 交付対象事業者は、単年度交付限度額の範囲内で、計画内の経費間及び年度間で、予算の調整を行うことができるものとする。ただし、交付対象事業について、国の補助等の割合について個別の法令等に規定がある場合を除く。
- 3 交付金の交付後、交付対象事業の進捗の状況により、2の規定を適用した結果、事業費の実績額に基づいて1の規定より算出される単年度交付限度額が、交付された金額と異なることとなったときは、交付された金額から事業費の実績額に基づいて算出される単年度交付限度額を控除した額（以下「差額」という。）は、計画ごとに次年度の単年度交付限度額の算定において調整することができるものとする。
- 4 3の規定による調整は、次年度の単年度交付限度額から差額を控除することにより行うものとする。
- 5 交付対象事業者（都道府県及び市町村に限る。）が間接交付対象事業者（実施要綱第5の1に定める事業実施主体のうち、都道府県又は市町村から交付された交付金により実施要綱に基づく事業を実施する者をいう。以下同じ。）に対し、交付対象事業に要する経費の一部について交付をする交付対象事業においては、当該交付対象事業者（都道府県及び市町村に限る。）が間接交付対象事業者に対して交付をする費用の額の範囲内の事業費に限り、2、3及び4の規定を適用する。

(申請手続)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者は、別表4の交付決定者の欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に交付申請書を提出しなければならない。

- 2 交付対象事業者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

- 第6 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出時期は、交付決定者が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

- 第7 交付決定者は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、交付対象事業者に対しその旨を通知するものとする。
 - 2 第5第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

（交付申請の取下げ）

- 第8 交付対象事業者は、第5第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第7第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

（契約等）

- 第9 交付対象事業者（地方公共団体以外の交付対象事業者に限る。）は、交付対象事業の一部を第三者に委託する場合は、交付決定者にあらかじめ届け出なければならない。
 - 2 交付対象事業者（地方公共団体以外の交付対象事業者に限る。）は、交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - 3 交付対象事業者（地方公共団体以外の交付対象事業者に限る。）は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

- 第10 交付対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記

様式第 3 号による変更承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 11 に規定する軽微な変更は除き、交付金額の増額を伴う変更は含む。
 - (2) 交付対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 11 に規定する軽微な変更を除く。
 - (3) 交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 交付対象事業者は、前項に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて交付決定者の承認を受けることができる。
- 3 交付決定者は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 11 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 計画相互間の経費の額の流用
- (2) 交付対象事業者の名称の変更
- (3) 第 3 の (1) から (2) への事業の変更

(事業遅延の届出)

第 12 交付対象事業者は、交付対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 4 号による遅延届出書を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(概算払の請求)

第 13 交付対象事業者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第 5 号の概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 交付対象事業者は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接交付対象事業者に交付しなければならない。

(状況報告)

- 第14 交付対象事業者は、交付金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第6号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第5号により概算払請求書を提出した場合には、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、交付対象事業者が交付対象事業について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況報告について（昭和42年5月1日付け蔵計第946号大蔵大臣通知）に係る報告を地方農政局（北海道にあっては農林水産省農村振興局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局）に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。
- 3 第1項による報告のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、交付対象事業者に対して当該交付事業の遂行状況報告を求めすることができる。

(実績報告)

- 第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、交付対象事業者は、交付対象事業が完了したとき（第10第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。
- 2 交付対象事業者は、交付対象事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。
- 3 第5第2項のただし書の規定により交付の申請をした交付対象事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第5第2項のただし書の規定により交付の申請をした交付対象事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、第16第1項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

- 第16 交付決定者は、第15第1項の規定による実績報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたとき

は、交付すべき交付金の額を確定し、交付対象事業者に通知するものとする。

- 2 交付決定者は、交付対象事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

- 第17 交付対象事業者は、第16第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付金に係る事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付金に係る事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15第1項に準じて提出するものとする。
 - 2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第16第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
 - 3 第16第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

- 第18 交付決定者は、第10第1項第3号の規定による交付対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
 - (1) 交付対象事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 交付対象事業者が、交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 交付対象事業者が、交付対象事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 間接交付対象事業者が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接交付対象事業者が、間接交付金を間接交付事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定者は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第16

第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

（財産の管理等）

第19 交付対象事業者は、交付対象経費（交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第20 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 交付対象事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第5第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第7第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。

- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること
- (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

第21 交付対象事業者は、交付事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を交付決定者に報告しその指示を受けなければならない。

（交付金の経理）

第22 交付対象事業者は、交付対象事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付対象事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 交付対象事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 交付対象事業者は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係資料を整備保管しなければならない。
- 4 前3項及び第23に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

第23 交付対象事業者（地方公共団体の交付対象事業者に限る。）は、当該交付対象事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第24 交付対象事業者は、第5第1項の規定による交付の申請、第8の規定による申請の取下げ、第10第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第13の規定による概算払の請求、第14の規定による状況報告、第15第1項による実績報告、第15第2項による年度終了実績報告、第15第4項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。

ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 交付対象事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 3 交付決定者は、第1項の規定により交付申請等が行われた交付対象事業者に対する通知、承認、指示、命令については、交付対象事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
- 4 交付対象事業者が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接交付金交付等の際付すべき条件)

第25 交付対象事業者（都道府県及び市町村に限る。以下同じ。）は、間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱第9から第12まで、第14、第15、第17から第19まで、第21及び第22（間接交付対象事業者が市町村の場合は、本要綱第10から第12まで、第14、第15、第17から第19まで及び第21から第

23 まで) の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。

(2) 間接交付事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、交付決定者の承認を受けずに、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により交付対象事業者による間接交付金の交付の決定をもって交付対象事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(3) 前号による交付対象事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を交付対象事業者に納付させることがあること。

2 交付対象事業者は、間接交付対象事業者が間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

3 交付対象事業者は、第 1 項第 2 号により承認をしようとする場合は、あらかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えなければならない。

4 交付対象事業者は、第 1 項第 3 号により間接交付対象事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。

5 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第 1 項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

6 交付対象事業者は、間接交付事業に関して、間接交付対象事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日付け 4 農振第 3546 号）

1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 この通知による改正前の本要綱別表 1 の 2 の (1) に規定する交付対象事業者の条件については、令和 7 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例によることができる。

別表 1 (第 1 関係)

交 付 対 象 事 業 者
<p>1 農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 95 条第 1 項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知。以下「多面実施要綱」という。）別紙 5 に規定する広域活動組織、農業委員会</p> <p>2 農業法人（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であつて、認定農業者又は事業完了年度までに認定農業者となることが確実と見込まれる団体に限る。）及び多面実施要綱別紙 6 に規定する活動組織のうち、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす者</p> <p>(1) 実施要綱第 2 の 1 に規定する事業（以下「ハード事業」という。）の実施区域がある市町村において、地域計画のうち目標地図（基盤法第 19 条第 3 項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織）、市町村の基本構想（基盤法第 6 条第 1 項に定める基本構想）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。）であること又は位置付けられることが見込まれること</p> <p>(2) ハード事業の実施区域において、農地中間管理機構から農地を借り受けていること又は借り受けることが確実と見込まれること</p>

別表 2 (第 3 関係)

経 費	交 付 率
<p>実施要綱第 2 の規定に基づいて行う以下の事業に要する経費</p> <p>1 実施要綱別表の区分の欄の 1 の事業及び同別表の区分の欄の 2 の事業種類の欄の (20) 及び (22) の事業</p> <p>2 実施要綱別表の区分の欄の 2 の事業（1 の事業を除く。）</p> <p>(1) 純工事費</p> <p>(2) 測量設計費</p> <p>(3) 用地費及び補償費</p> <p>(4) 船舶機械器具費</p> <p>(5) 全体実施設計費</p> <p>(6) 換地費</p> <p>(7) 調査・調整費</p> <p>(8) 経理管理・指導費</p>	<p style="text-align: center;">定 額</p> <p>当該交付対象事業費又は当該間接交付対象事業費の 1/2 以内 ただし、別表 3 に掲げる地域等において行うものにあつては、同表の交付率の欄に掲げる交付率</p>

別表 3 (第 3 関係)

地 域 等	交 付 率
北海道	北海道の畑地帯において北海道が事業実施主体となつて行うものにあつては、当該交付対象事業費の 52%以内
沖縄県	当該交付対象事業費又は当該間接交付対象事業費の 80%以内
奄美群島振興特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）に基づく指定地域	<p>当該交付対象事業費又は当該間接交付対象事業費の 60%以内</p> <p>ただし、鹿児島県が事業実施主体となつて行うもののうち、水田地帯において農業用排水施設の整備を行うものにあつては、当該交付対象事業費の 65%以内、畑地帯において行うものにあつては、当該交付対象事業費の 2/3 以内</p>
<p>(1) 離島（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 半島（半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された半島をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）</p> <p>(4) 振興山村（山村振興法（昭和 40 年法律第 64 条）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）</p> <p>(5) 過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。））、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特</p>	当該交付対象事業費又は当該間接交付対象事業費の 55%以内

<p>定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下単に「特定市町村」という。）を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下単に「特別特定市町村」という。）を含む。）をいう。以下同じ。）</p> <p>(6) 特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。）</p> <p>(7) 急傾斜畑地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 135 号）第 3 条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く。）をいう。以下同じ。）</p> <p>(8) 指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）</p>	
--	--

(備考 1) 特定市町村の区域のうち離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯、指定棚田地域及び特別特定市町村の区域以外の区域内において行う事業については、令和 3 年度から令和 8 年度までの間の交付率を、実施要綱第 18 の 2 による事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和 3 年度にあっては 55%、令和 4 年度にあっては 55%、令和 5 年度にあっては 54%、令和 6 年度にあっては 53%、令和 7 年度にあっては 52%、令和 8 年度にあっては 51%とする。

(備考 2) 特別特定市町村の区域のうち離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業については、令和 3 年度から令和 9 年度までの間の交付率を、実施要綱第 18 の 2 による事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和 3 年度にあっては 55%、令和 4 年度にあっては 55%、令和 5 年度にあっては 55%、令和 6 年度にあっては 54%、令和 7 年度にあっては 53%、令和 8 年度にあっては 52%、令和 9 年度にあっては 51%とする。

別表 4（第 5 第 1 項関係）

交付対象事業者の区分	交付決定者
下記の区分以外の交付対象事業者	地方農政局長
北海道及び北海道に主たる事務所が所在する交付対象事業者	農林水産大臣
沖縄県及び沖縄県に主たる事務所が所在する交付対象事業者	内閣府沖縄総合事務局長

